

西宮スポークン姉妹都市協会 会則

(名 称)

第1条 この会は、西宮スポークン姉妹都市協会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、国際交流の意義を理解し、ボランティア精神に基づいて、草の根レベルの交流活動をする者の集いで、西宮市民とアメリカ合衆国ワシントン州スポークン市民との間の国際交流事業を行う。

(会 員)

第3条 本会は、本会設立の主旨に賛同する個人および団体・法人をもって組織する。

2 個人会員は、正会員・家族会員・準会員とし、準会員は学生生徒、その他は正会員とその家族を家族会員とする。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
専務理事	1名
会計	1名
理事	若干名
監事	3名以内

2 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長及び専務理事は会長を補佐し、担当会務を掌理する。会計は本会の会計を処理する。理事は会務を執行する。監事は会計を監査する。

3 役員は総会において正会員の中から選任する。

4 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長等)

第5条 本会に、名誉会長・名誉会員・相談役・顧問及び参事を置くことができる。

2 名誉会長等は、役員会の承認を経て会長が委嘱する。

- 3 名誉会長・相談役・顧問は、本会運営の重要事項に関し会長の諮問に応じる。参事は本会と市の秘書課及び公益財団法人国際交流協会との間の事務連絡を行う。

(委員会)

第6条 本会を運営するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置及び委員は役員会の承認を経て会長が決定する。

(会計)

第7条 本会の経費は、会費、寄附金、助成金その他の収入をあてる。

- 2 会費の年額は、団体・法人は30,000円、正会員は3,000円、家族会員(正会員の家族)一人につき1,000円、準会員は1,000円とする。
- 3 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会、退会)

第8条 入会する者は、入会申込書を、退会する者は退会届を会長に提出する。

(総会)

第9条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 総会は会員をもって組織し、事業報告、収支決算、事業計画及び収支予算を議決する。
- 3 議決は総会出席者の過半数の同意で決し、賛否同数の場合は議長が決定する。

(会議)

第10条 本会は、随時、正副会長会・役員会・委員会及び役員委員合同会議を開催する。

(会議の議長)

第11条 本会の総ての会議は会長が議長となる。会長が出席できない時は、会長が指名する役員が議長となる。

(会長の代行)

第12条 会長に事故ある時、または会長が欠けた時は、あらかじめ会長の決めた順位によりその職務を代行する。

(会則の改廃)

第13条 この会則は、総会の議を経て改廃することができる。但し、会長が必要と認めたときは、役員会の決議を以って、変更することができる。この場合は、その変更事項を速やかに、会員に報告しなければならない。

(補 則)

第14条 この会則に定めない事項については必要のつど役員会で定める。

付 則

1. この会則は、1995年10月15日から施行する。
2. この会則は、1996年 6月29日から施行する。
3. この会則は、1997年 7月 5日から施行する。
4. この会則は、1999年11月 7日から施行する。
5. この会則は、2005年 6月25日から施行する。
6. この会則は、2007年 6月27日から施行する。
7. この会則は、2008年 6月28日から施行する。
8. この会則は、2018年 9月21日から施行する。